

廿日市市特定業務等従事任期付職員採用試験 (兼育児休業等代替任期付職員登録試験) 受験案内 【給食調理員】

■受付期間 令和5年8月8日(火)～令和5年8月18日(金)

■試験日 令和5年8月26日(土)

「特定業務等従事任期付職員」とは、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事していただく任期付職員です。合格者の任用期間は、原則として令和5年10月1日から令和8年3月31日までです。ただし、離職等の事情により令和5年10月1日からの勤務が困難な場合は、相談に応じさせていただきます。

「育児休業等代替任期付職員」とは、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合、その期間を限度に任期を定めて採用する職員です。勤務条件(勤務時間・休暇等)については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用します。また、任期については、職員の育児休業請求期間又は配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間が更新された場合、任期についても更新となる場合があります。

今回の「特定業務等従事任期付職員採用試験」は、「育児休業等代替任期付職員登録試験」を兼ねています。「特定業務等従事任期付職員採用試験」の合格者を決定後、併願希望者について「育児休業等代替任期付職員」の選考を行います。

1 試験区分・採用(登録)予定人数等

職種	区分	採用(登録)予定人数	職務概要
給食調理員	特定業務等従事任期付職員	1人程度(採用)	小・中学校又は保育園で給食調理業務に従事します。
	育児休業等代替任期付職員	1人程度(登録)	

※ 採用(登録)予定人数については、変更となる場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) 各試験区分の資格要件に該当する人

試験区分	受験資格
給食調理員	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、 <u>給食調理等の経験が1年以上ある人</u> (令和5年4月1日現在で60歳以下の人)

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者

- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (3) 地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に定められている次のアからウまでのいずれにも該当しない人
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 令和5年8月18日時点で、廿日市市の任期付職員として、令和5年10月1日以降の日付まで任用されている人は受験できません（任期満了日が令和5年9月30日以前の方は受験できます）。

3 試験の日時・会場・合格発表

日 時	会 場	合格発表（予定）
令和5年8月26日（土） 午前8時45分開始予定	廿日市市役所 （廿日市市下平良一丁目11番1号）	令和5年9月1日（金）

- ※ 試験開始時間の15分前から開場（受付開始）します。
- ※ 試験会場等は、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。
- ※ 合格発表は、合格者の受験番号を午後2時から市役所掲示場に掲示するほか、市ホームページに掲載するとともに、受験者全員に結果を文書で通知します。（電話での合否の問い合わせは受け付けません）。

4 試験科目

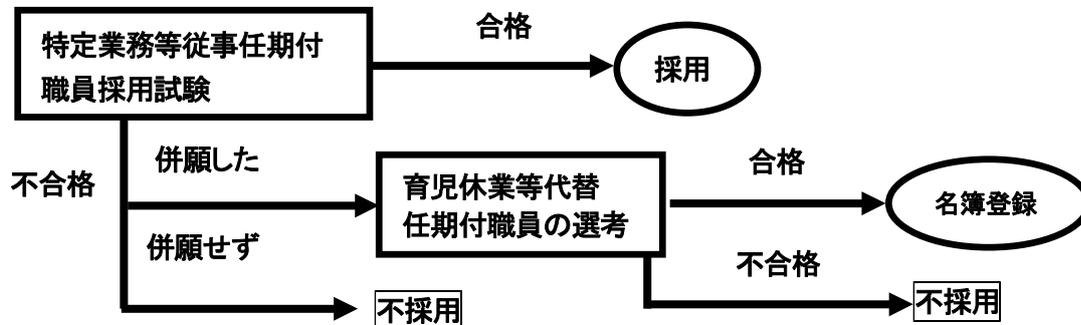
試験科目	問題形式	試験時間	試験内容
小 作 文	記述式	40分	文章による考え方や感じたことの記述
職場適応性検査	択一式	15分	職場における適応性についての検査
個別面接			主として協調性、積極性及び識見等についての面接

5 受験上の注意事項

- (1) 受験票及び身体検査書を、試験当日持参してください。
- 身体検査書は、健康状態に職務遂行上支障がないことの確認をするため、提出していただきます。所定の別紙「身体検査書」に、試験職種、氏名等の必要事項を記入の上、最寄りの病院又は広島市が設置する各区の保健センターで受診してください。なお、受診される病院については、公立又は私立の指定はありませんが、身体検査書にあるすべての項目の検査が必要です。
- ※ 受診から検査書交付まで日数がかかる場合がありますので、早めに受診してください。
- ※ 検査に要する費用は、すべて受験者本人の負担とします。
- ※ 写真は、申込書および受験票に添付する写真と異なるもので構いません。
- ※ 令和5年4月1日以降に勤務先で受診した定期健康診断（または人間ドック）の受診結果（原本）を「身体検査書」に替えて提出することもできます。
- ※ 受験番号は、受験票に記載していますので受験票が届き次第、身体検査書に記入してください。
- (2) 試験会場及び近隣施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません。

- (3) 試験当日は、昼食が必要になる場合があります。必要に応じ、各自で用意してください（ごみは持ち帰っていただきます。）。
- (4) 試験会場は、全面禁煙です。
- (5) 試験会場において補助具など配慮を必要とする場合は、申込みの際に、必ず連絡してください。
- (6) 受験資格がないことや申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。

6 選考の流れについて



※併願の有無は、特定業務等従事任期付職員採用試験の結果には一切反映されません。

- (1) 「特定業務等従事任期付職員採用試験」の不合格者のうち、併願希望者について「育児休業等代替任期付職員」の選考を行います。合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用されます。
 ※ 登録試験合格者名簿の登載期間は、合格発表の日から令和8年3月31日までです。登録予定者数については、若干変更になる場合があります。また、職員の育児休業の請求や配偶者同行休業申請状況によっては、登録試験合格者名簿に登録されても採用されない場合があります。
 ※ 登録期間中は、育児休業等が発生するまで、原則待機となりますが、他のアルバイト等をしたからといって、登録を抹消することはありません。
- (2) 育児休業等代替任期付職員の任期は概ね1年以上3年未満で、職員の育児休業請求期間や配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の休業期間に更新があった場合は、任期が更新されることがあります。

7 受験申込手続及び受付期間

持参又は郵送（簡易書留）による申込みのいずれか一つの方法で申し込んでください。

申込方法 提出書類	<p>①申込書 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申込書に必要事項を記入し、所定の欄に<u>署名（自筆）</u>をしてください。 ■ 申込書の所定の位置に写真（タテ5cm×ヨコ4cm）を貼ってください。 ■ 裏面のエントリーシートに志望した理由等を記入してください。 ■ <u>ホームページから申込書をダウンロードする場合は、必ず両面印刷（長辺とじ）</u>をしてください。 ■ 折らずにそのままの状態を持参または郵送してください。 <p>②受験票返信用封筒 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験票の返信用封筒（長形3号12cm×23.5cm）を用意してください。 ■ <u>返信用封筒に宛先を記入し、84円切手を貼ってください。</u> ■ 宛名は、「<u>廿日市 太郎 様</u>」のように「様」（敬称）を付けて記載してください。また、宛名住所は、申込書の現住所又は連絡先のいずれかで確実に届く住所としてください（<u>「〇〇行」とは書かないでください。</u>）。
--------------	--

提出先	<p>【郵送の場合】 角形2号(24cm×33.2cm)の封筒に「任期付職員採用試験受験申込」と赤色で記入し、<u>提出書類を全て同封してから、次の宛先まで、簡易書留で郵送してください。</u> 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市総務部 人事課人事・人材育成係 宛</p> <p>【持参する場合】 市役所2階人事課へ提出してください。<u>土曜日・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までが受付時間です（支所等では受付できませんので、御了承ください。）。</u></p>
受付期間	<p>令和5年8月8日(火)から令和5年8月18日(金)(必着)まで</p>
受験票等の 交付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受験票は、<u>申込締切後に郵送により交付します。</u> ■ <u>交付された受験票には申込書に貼ったものと同じ写真を貼り、試験当日に必ず持参してください。写真がないと受験できません。</u>

【申込みの注意事項】

- (1) 写真(タテ5cm×ヨコ4cm)が申込書用、受験票用及び身体検査書用（申込書・受験票と異なる写真でも可）の3枚必要です。写真は、3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身のもの（眼鏡を使用している人は眼鏡をかけた写真）を用意し、写真の裏面に氏名を記入してください。カラー・白黒いずれでもかまいません。また、受験票用の写真を、申込書とともに提出しないでください。
- (2) 受験票が8月23日(水)までに到着しないときは、人事課人事・人材育成係に必ず問い合わせてください。
- (3) 申込書等の記載内容について、携帯電話等の連絡先に問い合わせる場合があります。人事課人事・人材育成係（0829-30-9104）からの着信には応答してください。

8 勤務条件等について

- (1) 特定業務等従事任期付職員及び育児休業等代替任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。ただし、育児休業等代替任期付職員は、育児休業を請求することはできません。
- (2) 給料、手当など
 - ア 初任給（令和5年4月1日現在）は、採用時の年齢により異なります。
 <初任給の例>

20歳で採用	約178,000円
30歳で採用	約208,000円
40歳以上で採用	約239,000円
 - ※ 地域手当を含みます。
 - ※ 給料額の改定等により初任給は変更となる場合があります。
 - イ 上記以外に諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

9 個人情報の取扱い

採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、受験に際して提出された書類は返却しません。

10 その他

- (1) この試験は、廿日市市の機関に勤務する特定業務等従事任期付職員の採用試験であって、国家公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんので注意してください。

また、特定業務等従事任期付職員への採用は、廿日市市職員（任期の定めのない常勤職員）の採用の際に優先されるものではありません。

- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げを実施する場合は、廿日市市職員採用試験ホームページでお知らせします。

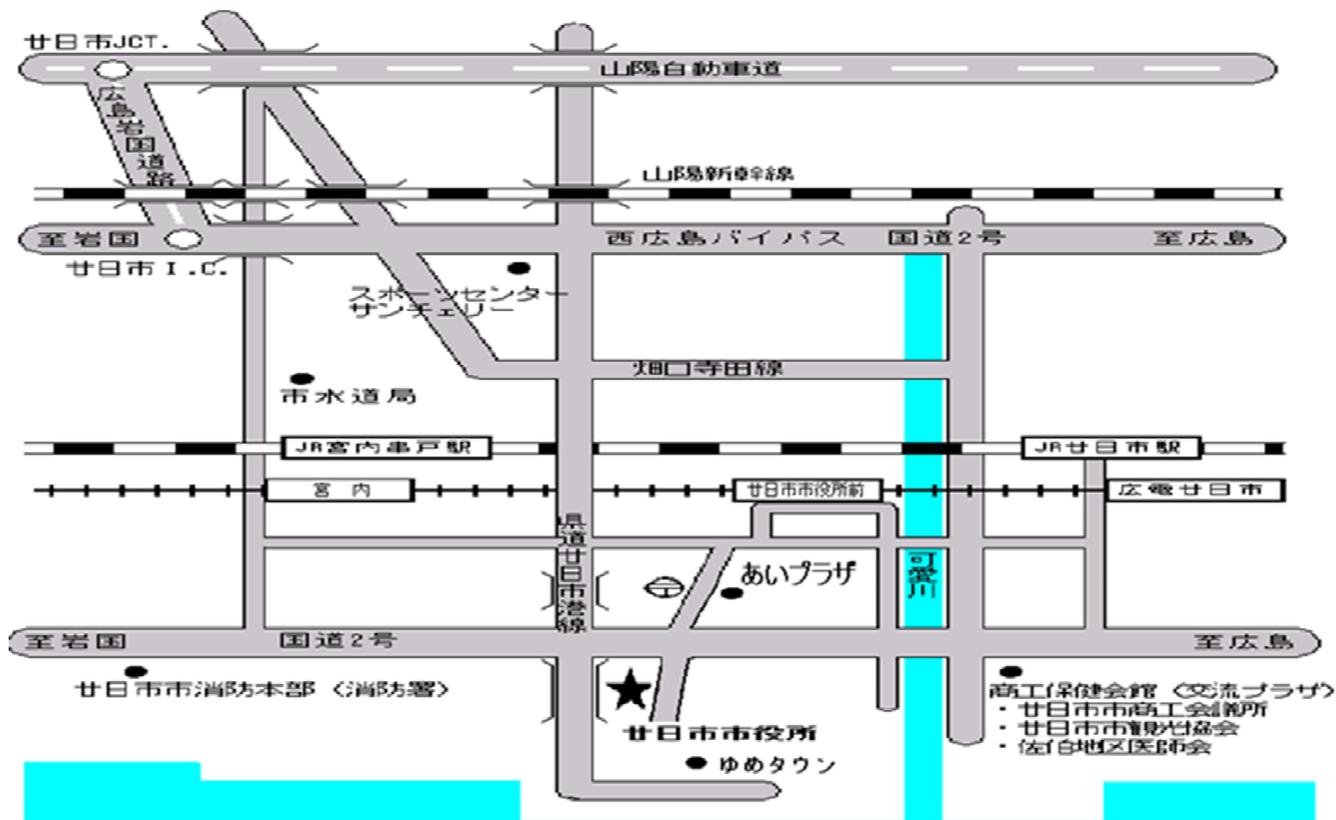
【廿日市市職員採用試験ホームページ】

QRコード



【試験会場案内図】

※試験会場への来場は、原則公共交通機関を利用してください。





問合せ・書類提出先（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

廿日市市総務部人事課 人事・人材育成係

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号(廿日市市役所2階)

電話(0829)30-9104 (ダイヤルイン) FAX(0829)32-1059